

令和4年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第4号）

令和4年9月9日（金）

午後1時30分 開 議

【 再 開 】	1
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
【 議案第32号～第37号・認定第3号～第6号・同意第2号審査結果報告・討論・採決 】	1
日程第3 議案第32号 令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）	
日程第4 議案第33号 令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第5 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
日程第6 議案第35号 葛巻町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	
日程第7 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	
日程第8 議案第37号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて	
日程第9 認定第3号 令和3年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について	
日程第10 認定第4号 令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第11 認定第5号 令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第12 認定第6号 令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	

日程第13 同意第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

【 議員派遣の件 】 10

日程第14 議員派遣の件について

令和4年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第4号）

告示年月日	令和4年8月25日（木）					
再開年月日	令和4年9月2日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和4年9月9日（金） 開議13時30分 散会14時17分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の標	議席番号	議員氏名	出席の標
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	1 番	下屋敷 幸男		9 番	姉帯 春治	
会議の書記	議会事務局長	檜木 幸夫		議会事務局長補佐	金子 桂子	

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	健康福祉課長	触 沢 誉
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服 部 隆 行
	教 育 長	鹿 崎 良 宏	建設水道課長	和 野 康 弘
	農 業 委 員 会 長	深 澤 進	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	松 尾 さゆり
	代 表 監 査 委 員	馬 渕 文 雄	まなび交流課長	大久保 栄 作
	政 策 秘 書 課 長	中 山 優 彦	病院事務局長	大 石 和 人
	総 務 課 長	松 浦 利 明		
	いらっしやい葛巻推進課長	石 角 則 行		
	会 計 管 理 者 兼 住 民 会 計 課 長	坂 待 典 子		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 13時30分)

議長 (高宮一明君)

挨拶をします。ご苦労さまです。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、下屋敷幸男君及び9番、姉帯春治君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。陳情第17号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえて議員配付の扱いとします。

次に、教育委員会事務事業点検評価報告書が教育長から提出されていますので、その写しをお手元に配付しています。ご参照願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで当局から発言の申入れがありましたので、これを許します。建設水道課長。

建設水道課長 (和野康弘君)

輝くふるさと常任委員会付託議案審査における認定第3号、令和3年度葛巻町一般会計歳入歳

出決算の認定についての質疑における答弁において説明不足がございましたので、補足説明をさせていただきますと思います。

令和3年度一般会計歳入歳出決算書の173ページの木橋建設工事に関連する質問として、新大橋工事の町独自の資金の割合についての答弁において補足説明させていただきたいと存じます。橋の総工事費は5億1,399万8,000円でございます。財源といたしましては、国の交付金、県補助金を合わせて2億7,815万円となっております。残りの2億3,584万8,000円のうち、起債額は1億8,760万円で、残りの4,824万8,000円が一般財源となっております。

なお、このうち木製屋根工事に係る事業費は8,404万円ですが、その財源といたしましては、国の交付金が4,202万円で、残りの4,202万円の90%に起債を充当し、一般財源は422万円となるものでございます。

以上でございますが、説明不足がありましたことをおわび申し上げます。

議長 (高宮一明君)

次に、日程第3、議案第32号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算(第3号)から日程第6、議案第35号、葛巻町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例までの4議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員会の委員長の審査報告を

求めます。輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第157条の規定により報告します。

議案第32号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第33号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第34号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第35号、葛巻町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

以上のとおり報告いたします。令和4年9月9日、輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長（高宮一明君）

輝くふるさと常任委員長の審査報告は終わりました。

お諮りします。議案第32号から議案第35号までの4議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、日程第3、議案第32号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第32号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第33号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 33 号、令和 4 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 34 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 34 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 35 号、葛巻町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 35 号、葛巻町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 36 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、辰柳敬一君、姉帯春治君の退場を求めます。

(8 番、辰柳敬一君 退席)

(9 番、姉帯春治君 退席)

本案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第 157 条の規定により報告します。

議案第 36 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

以上のとおり報告いたします。令和 4 年 9 月 9

日、輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長（高宮一明君）

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。議案第36号は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第36号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

ここで辰柳敬一君、姉帯春治君の除斥を解き、入場を求めます。

（8番、辰柳敬一君 入場）

（9番、姉帯春治君 入場）

次に、日程第8、議案第37号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてから日程第13、同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてまでの6議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したもので、葛巻町議会総合条例第157条の規定により報告します。

議案第37号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって意見適任。認定第3号、令和3年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、賛成多数をもって原案認定。認定第4号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。認定第5号、令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。認定第6号、令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案同意。

以上のとおり報告いたします。令和4年9月9日、輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長（高宮一明君）

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。議案第37号から同意第2号までの6議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次に、日程第8、議案第37号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は適任です。委員長報告のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第37号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、委員長報告のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第9、認定第3号、令和3年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第6号、令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4議案を一括議題とします。

お諮りします。認定第3号から認定第6号までの4議案について、一括討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

まず、原案に対する反対の発言を許します。近藤聖君。

3番（近藤聖君）

3番の近藤聖です。私は、令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論いたします。

提出された決算書を拝見すると、公共施設の建設工事が続く影響などで、歳入歳出とも令和2年度に続き大型化しております。そのため、今後町の借金返済は増加傾向の見込みということですが、財政健全化比率はいずれも問題なく、安定して財政運営をしていることが認識されます。町当局や各担当者の努力には、率直に敬意を表したいと思います。その中で、私は主に2つの点で十分な納得に至らなかったもので、反対討論をさせていただきます。

1つ目は、7款商工費、3目の観光費、木橋建設工事についてです。私は、令和3年度予算審議

の際、町民への独自アンケート調査に基づいて、大橋に屋根をつけることに納得していない町民がおられることから、この予算案に反対をいたしました。新大橋は既に完成し、10月には通常利用が可能になるということで、これは大変喜ばしいことだと思っております。しかし、この事業が進む中で生じた、本当に大橋に屋根をかける必要があったのだろうかという疑問は、私の中でいまだに払拭されておられません。

また、私は木橋建設工事という予算項目について疑問があります。木橋という呼び方については、令和3年9月会議の一般質問で、道路構造物としての橋梁の構造を指して言っているのではなく、便宜上、総称として使っているというお答えをいただきました。それはそれで理解し、納得ができております。これまでの新大橋の工事名は、町道葛巻浦子内線大橋下部工工事あるいは大橋上部工工事という名目で執行されております。今回工事の予算決算は商工費で執行され、工事名も木橋建設工事となっております。

しかし私は、今回の工事名は大橋上屋工工事とすべきだのではないかと考えております。私は、大橋を見に来られた方々に、今後木橋と呼ぶのには少し抵抗がございまして、いろいろ考えたのですが、国内では大変希少な木屋根橋と紹介、説明すると分かりやすいのかなというふうに考えております。

2つ目の理由です。10款教育費、4項社会教育費の中の文化財保護事業の決算についてです。議

員になってから何度か、この予算については少な過ぎるのではないかと、もっと予算が必要ではないかと意見を申し述べてきましたけれども、この3年ほとんど変化がありません。

文化財保護は、単に文化財の保管、維持だけではなく、展示、活用、調査、研究、評価、発信、啓発、さらに物件によっては発掘、修復など、幅広い活動が求められます。この予算では、それぞれの活動することが困難なのではないでしょうか。新庁舎など、新しい文化財が設けられることは大変うれしいことではありますが、同時に現在の葛巻町につながるあらゆる文化財を大切に管理し、町民や将来町を背負って育つ子供たちの財産となる文化財保護行政にもっと光を当てるべきだと強く感じております。

以上の点などから、私は令和3年度一般会計決算の認定に反対をいたします。議員の皆さん、私の発言内容は、少数意見であることは重々承知しております。しかし、十分に納得できないことや腑に落ちない点については立ち止まって考え、できる限りいろいろな角度で判断することが議員としての責任ではないかと思い、反対討論をするに至りました。私の意見を受け止め、ご一考いただくことをお願いして、反対討論といたします。終わります。

議長（高宮一明君）

ほかに反対討論ありますか。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。辰柳議員。

8番（辰柳敬一君）

私は、認定第3号、令和3年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第6号、令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定までの4件につきまして、先ほど輝くふるさと常任委員長から報告のありましたとおり、認定することに賛成であります。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行が収まるどころかさらに猛威を振るい、町民の生活はもとより、雇用や経済においても想像を超えた形で生活様式が変化するなど、大きな影響が出た1年でありました。また、岩手県緊急事態宣言の発令などがあつた中で、感染拡大防止やワクチン接種、あるいはその影響を大きく受けた地域経済の回復に向けた対策、対応のほか、各種事業の実施時期や開催方法の調整など、多大なご苦労があつたものと思います。

一方、町当局におかれましては、町制施行66周年の節目を町民と祝い、さらなる町の発展を期するとともに、山村のモデル都市の取組を町内外に発信していただきました。そのような中で、町の最重要課題である人口減少対策につきましては、コロナ禍により事業実施に様々な制約を受ける中、丁寧なマッチングや多彩な支援制度の創設など、移住希望者のニーズに合わせた事業の充実が図られたものと認識しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を機にテレワークが普及している状況を踏まえ、リモートワークを可能とする情報通信環境を備えたサテライトオフィスが整備されたことは、デジタル社会における新たな働き方の実現が図られるところでありますし、地域の維持と活性化を図るために設立された葛巻町特定地域づくり事業協同組合には、今後の雇用と人材の確保を大いに期待するものであります。くずまき型DMO事業では、コロナ禍により活動が制限される中で、官民一体となって町の魅力向上に努めていただきました。引き続きまちづくりの人材育成と併せて、これらの活動をより一層推進していただきたいと思えます。

町民の暮らしに直結する分野では、地域交通対策、高齢者の生活支援など、いつまでも安心して住み続けられるような対策が継続されたほか、出産祝金支給事業を新たに実施するなど、少子化対策の充実に努めていただきました。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等の速やかな暮らしの支援に向けて、住民税非課税世帯臨時特別給付金の給付や子育て世帯の生活を支援する子育て世帯生活支援特別給付金、子育て世帯臨時特別支援事業給付金を給付していただきました。また、コロナワクチン接種の2回目及び3回目の接種について、迅速かつ柔軟に対応いただき、町民の安心安全のためにご尽力いただいたことに感謝申し上げたいと思えます。

産業振興の分野では、基幹産業の酪農において粗飼料生産基盤の整備を行い、飼料自給率の向上と畜産経営の規模拡大を図るため、畜舎整備などに対し助成していただきました。また、もう一つの基幹産業である林業を支える労働力を確保するため、田子地区に森林雇用促進住宅を整備していただいたほか、道の駅くずまき高原の利便性向上や交流人口の拡大、町の特産品の振興を図るためレストランを整備していただきました。

商工観光の分野では、町道葛巻浦子内線に町産木材を活用した上屋つきの大橋が完成し、今後林業のまち葛巻の広告塔として大きなPR効果に期待するとともに、全国的に数少ない車道部を含めた上屋つきの橋梁のある新たなスポットとして、中心市街地の誘客効果に、あるいは先日も新聞で紹介をしておられましたが、イベント等多目的に利用されるものであり、大きな期待を寄せるものであります。また、町の特産品を活用したくずまき鍋の開発、提供では、前年度開発した第三セクター3者に加え、町中心部への誘客とにぎわい創出につなげるために、町内飲食店3店舗が新たに加わり、町の新たな食文化の一つとして、交流人口の拡大と食をはじめとした地域の活性化に寄与するものであり、敬意を表するものであります。

さらには、新型コロナウイルス感染症により大きな影響が生じた町内商工業者の事業継続を支援するための各種対策事業のほか、町内の消費喚起による地域経済の回復を図るためのダブルプ

レミアム商品券事業を実施され、町民と商工業者、双方の経済支援となる町独自の対策事業を実施いただくなど、きめ細やかな対策を実施していただきました。

教育の分野では、地域で活躍する郷土愛に満ちあふれた人づくりを推進するとともに、児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、学び輝く「ひと」づくり支援事業が創設され、子育てしやすい環境づくりを促進していただきました。また、高校支援については、関係人口の拡大及び地方創生を目的に、首都圏の高校2年生を1年間受け入れる地域みらい留学事業の実施により、山村留学制度のさらなる充実が図られたものと認識しております。

町の財政全般を見ますと、各種財政指標につきましても、総じて良好な状態が維持されていると認められるところであり、基金を活用した町債への繰上償還など、将来を見据えた財政健全化対策を講じておられることは高く評価するところでもあります。今後においては、新型コロナウイルス感染症の長期化による国の財政状況が厳しい中、将来的に地方財政措置の引締めが行われることも十分考えられることから、引き続き健全で持続可能な財政運営に努められるよう期待するものであります。

以上申し上げましたとおり、一般会計におきましては各種事業が効率的、効果的に執行されたことは高く評価するものであります。

次に、特別会計であります、国民健康保険事

業勘定特別会計、後期高齢者医療事業特別会計においては、それぞれの所期の目的に沿った予算執行がなされていると認められるものであり、町民が安心して医療を受けられるよう努めていただいたものであります。農業集落排水事業特別会計においては、施設の適切な維持管理のほか、町内の水洗化率の向上に努めていただいたところであり、引き続き快適に衛生的な暮らしを守るため、ご尽力いただきたいと思っております。

以上のようなことから、冒頭申し上げましたとおり、各会計の決算の認定に賛成であります。

現在社会情勢は、コロナ禍を機に大きく変化、変革しようとしており、特にもデジタル社会の到来が地域経済、住民生活はもとより、行政サービスにも大きく影響が及ぶものと思われまます。このような大きな変化、変革の流れにあっても迅速かつ柔軟な行財政運営に努め、町民の皆さんが安全安心に暮らすことができる、幸せを実感できるまちづくりに引き続き取り組まれることをお願い申し上げます。

以上を申し上げ、私の賛成討論を終わりますが、議員各位のご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、終わります。

議長（高宮一明君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決に入ります。この採決は起立によ

って行います。

認定第3号、令和3年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和3年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第4号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

賛成全員です。したがって、認定第5号、令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認

定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、認定第6号、令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第13、同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案同意です。委員長報告のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。葛巻町議会総合条例第121条第1項の規定により、議員派遣の件に記載されているとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了し、本定例会議に付された事件は全部終了しました。

これで令和4年葛巻町議会9月定例会議を終了します。

次回は、12月第1金曜日の2日に再開することとします。ご苦労さまでした。

(散会時刻 14時17分)

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確なことを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

葛巻町議会議長

葛巻町議会議員

葛巻町議会議員